

いのち支える飯豊町自殺対策計画【概要版】

計画策定の主旨

平成18年10月に「自殺対策基本法」が施行され、更に平成28年の改正されたことにより各都道府県及び市町村は自殺対策計画の策定が義務づけられました。本町においても、町・地域・民間の機関（企業）が連携して、自殺対策を「生きることの包括的支援」として取り組むため、「いのち支える飯豊町自殺対策計画」を策定します。

計画の位置づけ

- ・自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」
- ・県の「いのち支える山形県自殺計画」や本町の最上位計画である「飯豊町総合計画」、「健康いいで21」等、関連計画との整合性・連携を図る。

計画の期間

平成31年度（令和元年度）から令和5年度までの5年間

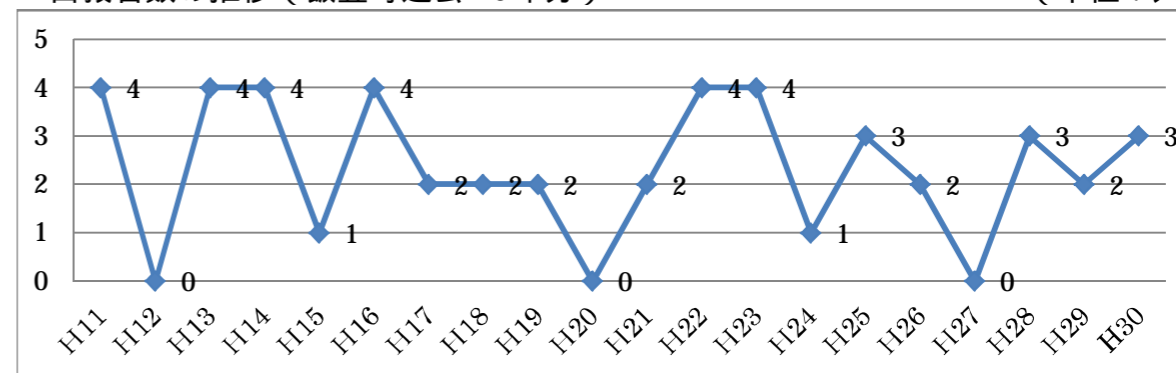
計画の目標

本町では平成25年～30年において、ほぼ毎年2～3人がなくなっていることから、計画最終年度の令和5年度には、年間自殺者数を0人にすることを目標といたします。

飯豊町の自殺の現状と課題

本町の自殺者数は、平成24年度、27年度は減少しましたが、近年では年間2～3人で増減を繰り返しております。全国及び山形県の自殺者数は年々減少傾向にあります。

自殺者数の推移（飯豊町過去20年分）（単位：人）



厚生労働省「人口動態統計」

飯豊町の子自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地、H26～H30合計）

上位3区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性60歳以上無職同居	4	40.0%	122.9	失業(退職) 生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患 自殺
2位:男性40～59歳有職同居	3	30.0%	79.6	配置転換 過労 職場の人間関係の悩み+仕事の失敗 うつ状態 自殺
3位:男性20～39歳無職同居	1	10.0%	371.0	【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和 孤立 自殺 / 【20代学生】就職失敗 将来悲観 うつ状態 自殺

飯豊町地域自殺実態プロフィール(2019)

本町の自殺の特徴として60歳以上の高齢者や無職者の自殺の割合が高いことから、「高齢者」と「生活困窮者」に対する自殺政策の推進を。また、近年相談件数が多いことから「子育て支援」に関わることに對して、重点的に対策を推進して取り組みます。

飯豊町のいのち支える自殺対策の取組

- ・飯豊町では、「誰も自殺に追い込まれることのない飯豊町」を目指して。庁内関係各課、関係機関、町民が連携し、自殺対策を推進していきます。

5つの基本施策

全ての市町村が共通して取り組むことが望ましいとされている基本施策として、次の5つに取組みます。

基本施策1. 地域におけるネットワークの強化

- ・庁内部署におけるネットワークの強化
- ・庁外、地域におけるネットワークの強化

基本施策2. 自殺対策を支える人材の育成

- ・町職員、関係機関(団体)を対象としたゲートキーパー養成講座の実施

基本施策3. 住民への啓発と周知

- ・広報誌等による情報発信(啓発活動)

基本施策4. 生きることの促進要因への支援

- ・自殺リスクの要因となる孤立や孤独への支援
- ・自殺未遂者や遺族への支援

基本施策5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

- ・問題への対処法や支援先に助けを求めることを学ぶ、SOSの出し方教育の実施
- ・保護者向けSOSの気づき啓発

3つの重点施策

基本施策をもとに、より効果的に対策を推進するため、本町の自殺の現状と課題を踏まえ、重点的な施策として、次の3つに取組みます。

重点施策1. 高齢者への支援

- ・高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり
- ・高齢者の健康面での不安軽減
- ・包括的な支援のための関係機関、地域の連携
- ・高齢者の生活に係る支援

重点施策2. 生活困窮者への支援

- ・税金や保険料、水道料等の支払困難者への納付相談
- ・生活保護等、自立した生活ができるような支援

重点施策3. 子育てに関わる支援

- ・地域全体で子育てを支援する基盤形成のため、関係機関や関係職種との連携
- ・保健師、助産師、臨床心理士等による、出産直後の早期段階からの助言、指導の提供